

どうする日本の司法：裁判員制度の問題点

2021.04.15.

弁護士 武内 更 一

1 「裁判員制度」とは

- (1) 刑事裁判のうち一定の重大な事件について
- (2) 「くじ」で選ばれた国民が
- (3) 「裁判員」として職業裁判官とともに事件の審理に加わり
- (4) 有罪・無罪を決定し、
- (5) 刑罰を言い渡す
- (6) 原則裁判官 3 人と裁判員 6 人の計 9 人で審理しますが、
(被告人が犯罪事実を認めている場合は裁判官 1 人と裁判員 4 人の計 5 人で審理することもある)
- (7) 2004 年 5 月に国会で「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」(略称「裁判員法」)が制定され、5 年の準備期間を経て 2009 年 5 月 21 日から施行

2 対象となる事件は

- ① 法律上「死刑または無期の懲役・禁錮に当たる罪」(殺人、強盗致死、放火など)
- ② 「故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪」(傷害致死、保護責任者遺棄致死ほか)にかかわる事件

被害者が死亡したような「重大事件」といわれる犯罪

3 裁判員の選任は「くじ」で

- ① 衆院議員の選挙権を有する「国民」の中から、毎年 1 1 月に、一定数の人(毎年約 30 万人)を「くじ」で選び、翌年の「裁判員候補者名簿」に登載
- ② その中から個々の事件ごとにさらに「くじ」で選び、裁判所が指定した期日に呼び出し、「裁判員」を命じる

4 呼び出しに応じなかったら

正当な理由なく出頭しないときは「10万円以下の過料」

*しかし、開始から 12 年目となる現在まで、多数の無断不出頭者が出ているにもかかわらず、裁判所は、いまだ 1 件も過料を課した例がない

5 辞退できる理由は

- ① 高齢者(70歳以上)、② 学生・生徒、③ 過去の一定期間内に裁判員等を務めた者、④ 重い疾病又は傷病、⑤ 同居の親族の介護又は養育、⑥ 従事する事業に著しい損害が生ずるおそれ、⑦ 父母の葬式その他の社会生活上の重要な用務で他の期日に行なうことができないものがある場合、⑧ 出産の前後、⑨ 9 乳幼児の養育などの場合に限定。

*2008 年 1 月に政令で、「裁判員の職務を行い、又は裁判員候補者として裁判員等選任手

続の期日に出頭することにより、自己又は第三者に身体上、精神上又は経済上の重大な不利益が生ずると認めるに足りる相当の理由があること。」も辞退事由とされた。

* 「思想」「信条」や「仕事が多忙」だけでは辞退は認められない。それを認めると裁判員候補者の確保が極めて困難となるため。

6 休業による損失は補償されるのか

「日当」が出るが、せいぜい1万円程度。

勤め人の場合、「有給休暇」を使う必要があり、仕事も滞る。

個人事業主の場合、営業休止による損害が発生する。

* これらの損質はいずれも自己負担

7 「人を裁きたくない」という気持ちは無視

裁判員には、判決を出すための評議において意見を述べる義務が課せられる。

* 人の生命、自由、人生に決定的な影響を与えるようなことには関与したくない、人を罰することなどできないという「思想」や「信条」は全く考慮されない。

8 選任過程ではプライバシーに関わる質問も

裁判員候補者に対し「不公平な裁判をするおそれがないかどうか」を判断するため、裁判長や検察官、弁護士からさまざまな質問がなされ、それに正直に答えなければならない。

* 質問は、個人の思想・信条やプライバシーにわたる事項にも及ぶ。

* 虚偽回答や回答拒絶は「30万円以下の過料」。

* 裁判員候補者名簿登載の事務が民間業者に丸投げされており、個人情報漏洩する危険がある。

9 判決は多数決

判決の結論は、「評議」の結果、一致しなければ「多数決」で決定する。

「有罪」の結論となれば、無罪だと判断した人でも、どのような「刑罰」を言い渡すべきか意見を言わなければならない。「多数決で死刑」もあり得る。

* 但し、「有罪」判断と「刑罰の重さ」は、裁判官と裁判員が少なくとも各1名ずつ入っていることを要することになっている

10 一生涯負わせられる守秘義務

裁判員を務めた人は、関与した事件に関して、「評議の内容」や「職務上知りえた秘密」を漏らさない義務、任務終了後に「判決の当否」を述べない義務が生涯課せられる。

* 違反者は「6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金」に。

11 裁判員が受ける心の傷に対する「心のケア」

裁判員として事件の審理に関われば、

- ・ 被害者の遺体や受傷状況の写真を見せられてショックを受けたり、
- ・ あとあとまで自分の判断が正しかったのかどうかの迷いを生じたり、
- ・ 自分は無罪だと思ったのに多数決で有罪と決定されたことに後悔したり、
- ・ さらには死刑の判決に加わらせられること

等によって、さまざまな精神的な傷を負うことが想定される。

➡最高裁は、そのような事態に備えて、

24時間電話相談体制を作り、

必要な場合はカウンセリング（5回まで無料）

医療機関を紹介する（受診費用は自己負担）

* 一方的に裁判員を強制しながら、そのような精神的苦痛を与えることは、「虐待」であり、憲法で禁止されている「意に反する苦役の強制」。

12 裁判員となることは「権利」か「義務」か

「懲役」「罰金」「過料」などの威嚇によって強制される苦役であるにもかかわらず、これを「国民の権利」などと賛美するのは、大きな欺瞞。

本来の国民主権を実現するための「選挙権」は、行使するか否かは本人の自由であり、投票に行かなくても処罰されたりはしない。「権利」は行使しなくても罰せられない。

裁判員として人を裁くことが憲法にも定められていない新たな国民の「義務」とされた。

裁判員制度は、国民に国の権力作用への協力を強制するもので、司法への「国民総動員」。➡現代の「赤紙」

13 裁判員の参加で刑事裁判はどうなったか

最高裁は、裁判員の負担をできるだけ少なくすることを優先して、「大半の事件が3日で終わる」とか、「証拠を減量する」、証人や被告人に対する尋問時間を厳しく制限するなど、裁判を簡略に済ませようとしている。

これでは、明らかに裁判の適正化に逆行し、本末転倒というべき。

14 裁判の滞留と被告人の身柄拘束期間の長期化

審理期間を短縮するために、事前の準備（主張・争点の整理、証拠の絞り込み等）を行なう「公判前整理手続」を強制。

裁判官、検察官、弁護人のみで密室で行われ、「裁判の公開の原則」に違反。

そのために時間がかかり、裁判が開始されるまでの期間が長期化しており、「迅速な裁判」の要請にも反する。（起訴されてから裁判が開始されるまで1年以上という事件も多数発生している。）

その間多くの被告人は、身柄を拘束されている。）

15 弁護活動が制限される

刑事裁判は、被告人が勾留されたまま進められることが多く、「人質司法」と批判されてきた。

裁判員制度は、この状況には手を触れず、裁判員の都合を優先して裁判の簡易・迅速化を一層強め、被告人の防御権・弁護権をさらに制約。

16 被告人に選択権はない

以上のような不利益を被告人に課すにもかかわらず、「重大事件」については、被告人は裁判員裁判を受けることを強制され、拒絶できない。

粗雑な裁判で、しかも「くじ引き」でたまたま裁判員に選ばれた人たちの考え方次第で有罪・無罪や刑を決定され、人生や命が左右される。

17 証拠裁判から印象裁判へ

裁判員は、事前のマスコミの報道による情報にさらされる。

法廷は検察官と弁護人のプレゼンテーション合戦の場（特に検察官は組織力を有しているので圧倒的に有利）となる。

→証拠から認められる事実を積み上げ、真実を発見することがなござりにされる。

18 裁判は単なる儀式に

裁判の開始前に、密室で裁判官、検察官、弁護人によって主張や証拠を整理する手続（公判前整理手続）が行われるため、裁判官は事前に事件の内容を知る。

その結果裁判員は、裁判官主導で出される判決にお墨付きを与えるだけの存在に。

しかも、控訴審は裁判官のみの裁判なので、結局は裁判官が最終判断権を握る。

19 世論調査では8割が拒絶

世論調査をすれば、「裁判員になりたくない」との回答が常に約80%。

毎年1月に最高裁が行なっている面接アンケート（2000人）の結果も、

「義務でも参加したくない」が40%超、「あまり参加したくない」が40%超。

実際の裁判の裁判員候補として選出された人のうち、裁判員選定期日に出頭した人の割合は、2020年は23.8%。開始当初の(2009年)の40.3%から減少し続けている。

20 なぜこのような制度が導入されたのか

(1) 裁判員法第1条「目的」

「司法に対する国民の理解の増進とその信頼の向上に資する」と書かれている。

- 裁判員制度は、個々の「被告人」のためのものではない。
- 裁判員として参加する「国民」のためのものでもない。
- 刑事裁判の適正性を高めるためでもない。

(2) 司法制度改革審議会意見書（2000年6月）

①「国民の健全な常識を直截裁判に反映させるため」

→処罰感情をダイレクトに判決に反映させる

②「統治客体意識」から「統治主体意識」へ

→刑事裁判を「裁く側」として国民に体験させることによって、裁判制度全体に対する「国民の理解」を増進させ、「信頼」を向上させるとともに、「国民」に主体的に国家の作用に動員しようとするもの。

(3) 最高裁判所・法務省・日本弁護士連合会が共同で行った新聞全面広告（女優の仲間由紀恵さんをイメージガールに起用）

「被告人の有罪・無罪や刑罰が決められるまでの過程を体験、理解すること。」

「犯罪がどのようにして起こるのか考えるきっかけをつくること。」

「安心して暮らせる社会には何が必要か、自分のこととして考える。」

実際の刑事裁判を教材にして、裁判の仕組みと、犯罪とは何か、社会秩序の維持に何が必要かなどを国民に考えさせることが目的だと言い切っている。

裁判員制度は、刑罰権を用いて社会秩序を維持するという国家作用に人民を動員し、国家に協力・奉仕する国民を育成することを狙っている。それは、徴兵制（＝現代の「赤紙」）にも通じる思想教育にほかならない。

結論

裁判員制度は、裁判員に選任される「国民」に負担と苦しみばかりを強要し、被告人の適正な裁判を受ける権利まで奪う制度である。現代の「赤紙」、国策への民衆の強制動員、戦争する国への地ならしである裁判員制度は、「改善」や「見直し」ではなく、制度そのものを即刻中止、廃止すべきである。

そして、日本の刑事司法において憲法と刑事訴訟法の「原則」に従った運用を徹底させること。

捜査段階：身柄拘束（逮捕、勾留）は例外、勾留しても保釈が原則、取調べは任意

公判段階：公平・公開の原則、裁判官の独立性、無罪推定、当事者主義

立法措置として、**起訴前保釈制度、法曹一元制**（裁判官・検察官を弁護士から任用）。